

深谷市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者となった者（以下「ドナー」という。）に対し深谷市骨髄移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髄等の提供希望者の増加及び骨髄等の移植の推進を図ることを目的とし、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する骨髄等の提供者とする。

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い骨髄等の提供を完了した者であって、他の助成金等の交付（ドナー休暇取得を含む）を受けていない者
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) 市税の滞納がない者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、骨髄等の提供のための通院又は入院の日数（以下「通院等の日数」という。）に2万円を乗じて得た額とする。

- 2 前項の通院等の日数は、次に掲げる通院等の日数を合計したものとし、その上限は、7日とする。ただし、骨髄等の採取術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係る通院等を除くものとする。

- (1) 健康診断のための通院の日数
- (2) 自己血貯血のための通院の日数
- (3) 骨髄等の採取のための入院の日数
- (4) その他骨髄等の提供に関し、財団が必要と認める通院等の日数

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするドナーは、深谷市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに審査を行い、助成金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する助成金の交付の可否の決定に当たり、第2条の交付対象者としての要件に関する審査を行うため、前条の規定により申請した者(以下「申請者」という。)の同意の上、市税の納付状況等についての調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付の可否及び交付額を決定したときは、深谷市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書(様式第2号)又は深谷市骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知の上、助成金の交付を可と決定した申請者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

深谷市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書

年 月 日

深谷市長 あて

申請者 住 所 〒
氏 名
電話番号

深谷市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付を受けたく次のとおり申請します。

<申請内容>

ドナー氏名			
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで（日分）		
職業	<input type="checkbox"/> 会社員 / <input type="checkbox"/> パート・アルバイト等 / <input type="checkbox"/> 学生 / <input type="checkbox"/> 無職 / <input type="checkbox"/> その他（ ） 〔通勤（学）先： 〕		
ドナー休暇（休業）制度等の有無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
振込先	金融機関	金融機関名	支店名
	(フリガナ)		預金種目 普通・当座
	口座名義		口座番号
			申請番号

※申請番号の記入は不要です

<確認事項>

私は、審査に必要な情報（住民基本台帳等）の提供及び調査に同意します。

署名 _____

<添付書類>

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

深保セ発第 号
年 月 日

申請者名

深谷市長 印

深谷市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった骨髄移植ドナー支援事業助成金については、次のとおり交付することに決定しましたので、深谷市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

申請番号

申請者名

交付決定額 円

様式第3号（第5条関係）

深保セ発第 号
年 月 日

申請者名

深谷市長 印

深谷市骨髄移植ドナー支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった骨髄移植ドナー支援事業助成金については、下記の理由により交付できませんので、深谷市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

（理由）